

令和3年第3回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和3年3月8日 午後3時00分
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和3年3月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和3年3月8日 午後3時27分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、櫛木勇、
八尋洋一、井上ユキエ、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、高田長次、
佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第 5号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 6号 農地を改良する届出について

報告第 7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 7号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

農政

議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）
に関する意見照会について

○議長：皆さん、こんにちは。始めたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の大石委員さん、それから8番委員の井上委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料はお手元に配られているものでございますので、よろしくお願いいたします。

では、まず1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第5号、議案書のとおり農地の権利移動届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外9筆。地積は田1万5,770平米、畑1,982平米、合計で1万7,752平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

番号2番、届出者、筑前町□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積は田2,801平米、合計2,801平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

番号3番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は、□□、外7筆。地積、田7,297平米、畑2,120平米、合計9,417平米。届出の事由は相続。あっせんの希望はありません。

今回届出のあった3件ですが、全てあっせんの希望はありません。

まず、1番目に関しましては、既に今、相続人の方が耕作をされてらっしゃる。そして2番目、3番目につきましては、現在利用権が設定されており、3件とも今後継続して耕作されるというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。3件の報告がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第6号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地は□□、外1筆。地積、田959平米。造成計

画は盛土・整地。造成高は1メートル。のり面処理については、土羽。工事期間は令和3年4月1日から令和3年6月30日まで。理由としましては、耕作利便のため。水利承諾書は添付されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：□□さんのことですが、□□、外1筆とありますが、何枚かあるんですか。

○事務局：外1で、2枚です。合わせて2筆あります。

○委員：土手がなくなるでしょうが。それは耕作面積と関係ないんですか。

○事務局：間の土手というのは、そこに盛土を行いますので、1枚の高さ……。

○事務局委員：1枚の。

○事務局：そうですね、同じ高さには。

○委員：土手がありますね、土手が耕作地になりましょうが。それは何かしなくていいんですか。

○事務局：そうですね。そこも耕作される、厳密に言えば、そこも作られるということになりますね、その部分に関して。

○委員：耕作面積とのり面面積は、のりの下、そこまでが大体、あれですからね。

○委員：いや、耕作面積は違いますよ。耕作面積は田んぼを作っておくだけ。それは台帳面積という。

○事務局：あくまで報告させていただいているのは登記簿上の面積でやっていますので、全て入ったところで改良という形にはなりません。

○委員：分かりました。

○事務局：耕作面積は……。

○推進委員：これ、田んぼは水稻か何か作っているんですか。

○事務局：今現在ですかね。

○推進委員：うん。

○事務局：もともと畑で利用されてあったようですけど。

○推進委員：水稻じゃないですか。

○事務局：じゃないです。畑……。

○推進委員：1メートルも盛土したら、もう水稻を持っていたらできないはずですけどね。これ、1メートル上げられるんでしょう、盛土されるわけでしょう。

○事務局：畑として使われるという、今後もですね。内容は芋類を植えられるということだったので、畑として活用するというので。

○推進委員：盛土して水をかけたら、とてとても、水田にはならないでしょう。

○事務局：はい、水田ではないですね。

○議長：ほか、ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第7号、議案書のとおり、農地の転用届出が5件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1番、譲受人、広島市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、福岡市□□、□□、外2名。届出地、□□、外2筆。地積は、畑686平米、合計686平米。届出の内容、転用目的、宅地分譲。契約内容は売買。構造規模、盛土・整地。工事期間は令和3年3月1日から令和3年5月31日まで。開発許可の要否は、市整備要綱協議済みでございます。受付月日は令和3年1月28日。

番号2番、譲受人、広島市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、福岡市□□、□□、外1名。届出地、□□。地積は、畑30平米、合計30平米。転用目的は宅地分譲。契約内容は売買。構造規模は盛土・整地。工事期間は令和3年3月1日から令和3年5月31日まで。開発許可の要否については市整備要綱協議済みでございます。受付月日は令和3年1月28日。

番号3番、譲受人、広島市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、福岡市□□、□□、外2名。届出地、□□、外2筆。地積は、畑121.33平米、合計121.33平米。転用目的は宅地分譲（進入路）です。契約内容は使用貸借（通行地役権）。構造規模、盛土・整地。工事期間は令和3年3月1日から令和3年5月31日まで。開発許可の要否は市整備要綱協議済みでございます。受付月日、令和3年1月28日。

番号4番、譲受人、大野城市□□、株式会社□□代表取締役、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積は、畑401平米、合計401平米。転用目的は建売住宅。契約内容は売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和3年3月1日から令和3年6月30日まで。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年2月1日。

次のページになります。

番号5番、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、外1筆。地積は、田1,575平米、合計1,575平米。転用目的、共同住宅。契約内容は売買。構造規模、鉄筋コンクリート造。工事期間は施工済み。開発許可の要否は不要です。受付月日、令和3年2月12日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。ただいま5件について説明がありました。質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○委員：5番目。これはもう施工済みで、1,575平米あって、開発許可の要否も不要で、もう施工済みなんですか、これ。5階建て。

○事務局：この案件は□□の区画整理地内の区域内にあるマンションなんですけど、既に建っているものなんですけど。

○委員：ああ、事後になるわけですね。

○事務局：はい、もう。

○委員：登記だけでしょう。

○事務局：そうですね。整理地内なので、登記簿上はずっと田んぼのままなので、異動があれば必ず届けが必要になってくる案件です。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：御意見等ありませんので、本件について、報告を終わります。

次が5ページです。5ページをお開けください。

議案第7号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方お願いいたします。

○委員：それでは、報告させていただきます。

1番、譲受人、筑紫野市□□、□□。面積、4,471平米。譲渡人、仙台市□□、□□。申請地、□□。地積、畑1,365平米、合計1,365平米。異動の内容につきましては、申請理由については相手方要望。契約内容は売買。

この分は次のページを見ると図面があるんですけど、ちょうど□□——御存じかどうか分かりませんが、一番山の中ですね。□□から□□のほう、□□のほうに抜ける道沿いなんですけど、□□があって、反対側には□□。その□□の下です。現在は畑。田んぼとしてはちょっと無理ですから、畑。その中で今度、□□さんのほうが——こちらは□□さん同士で、親類先のような形で、購入してくれと。□□ですので、向こうでされないの、□□さんが引き受けて畑として野菜を少し作っていきたいということですので、今以上に整地はされると思っております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。本件に対しまして、事務局に追加説明がありましたらお願いします。

○事務局：1点、訂正をお願いしたいんですが、契約内容を売買ということで記載してござい

たけれども、贈与です。贈与になります。すみません、訂正をお願いいたします。

内容については、□□委員から説明をいただいたとおりでございます。

あと、農地法の3条の要件の確認だけさせていただきたいと思います。現在耕作されている農地については、記載のとおり4,471平米、主に水稻ですね。作付をされておりまして、現在耕作されている状況というのは良好。取得後におきまして、効率的に耕作を行われると思われま。今回新たに取得する農地については、畑、野菜を作られる予定で、今回農地を取得することによって5反要件を満たすということになります。従事状況につきましても、作業歴、また、従事日数からも今後も従事されるというふうに考えております。地域との調和に関しましても、野菜を作られるということで、特に支障はないというふうに考えております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。では、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

次のページをお開けください。

農政議案に入ります。

農政議案6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。農政担当者からの説明をよろしくお願いします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

所有権移転を受ける者、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,296平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期は、いずれも令和3年3月25日となっております。

以下、1から4番につきましては、機構から□□さんへの所有権移転になります。

番号5番になります。農事組合法人□□理事長、□□。筑紫野市□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。所在地、□□。地目、田。現況地目、田。台帳面積、3,549平米。農振区分、農用地。法律

関係は売買です。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払い時期、引渡しの時期はいずれも令和3年の3月25日となっております。

合計につきましては、件数が2件、筆数としましては5筆の、合計で面積は1万1,192平米の所有権移転に関する件についてでございます。

この件につきましては、推進機構のほうに一旦集約を行った後に、最終的な担い手の□□さんと法人□□のほうに集約をかけていくというものになります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：では、意見・御質疑等ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

では、その先のページをお開けください。その先になると思います。

農政議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者の説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明させていただきます。

番号03-03-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、株式会社□□農園。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積2,527平米。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和3年3月11日から令和12年11月10日までの約10年間となっております。賃借料につきましては、3万円となっております。

以降4件につきましては、内容についてはお読み取りいただければと思います。

合計で4件、筆数5筆の6,716平米の利用権設定に関する件でございます。

なお、番号の002と003につきましては、推進機構のほうに一旦貸付けを行い、その最終的な耕作者につきましては、第8号議案でその配分についてお諮りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する質疑・意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件につきましては、以上のとおり決定することといたします。

では、その先をお願いいたします。

農政議案の第8号です。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に関する意見照会の件を議題といたします。

計画の内容について、農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号3-03-101、貸付者氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、渡邊大起。貸付者住所、福岡市中央区天神四丁目10番12号。借受人氏名、農事組合法人□□代表理事、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、畑。面積、826平米。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。期間につきましては、令和3年5月1日から令和12年10月31日までの、おおむね10年となっております。賃借料につきましては、1反当たり1万円となっております。

以降につきましては、お読み取りいただければと思います。

件数は1件の、筆数は3筆、面積は3,024平米の配分の計画となっております。

御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑・意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件について御意見なしと認めることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和3年第3回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。